

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 NPO法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN

所在地	〒524-0011 滋賀県守山市今市町139番4 TEL: 077-582-7283 FAX: 077-582-7283 E-mail: iso@selfdecl.jp		
ホームページ	http://www.selfdecl.jp		
設立年月	2002年1月 *認証年月日(法人団体のみ) 2002年1月17日		
代表者	清水博	担当者	清水博
組織	スタッフ 1名 (内専従 1名)	個人会員 13名	法人会員 2名 その他会員(賛助会員等) 名
設立の経緯	全国津々浦々に環境保全活動の環が広がることを願い、平成13年4月から任意団体としてISO自己宣言方式による環境管理システムの普及活動を開始したが、状況判断により同年9月から法人化に向けて作業を開始し、滋賀県の認証を受け平成14年1月23日設立した。		
団体の目的	日本国に住所を有するあらゆる種類・規模の、法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ、企業、会社、事業所、官公庁もしくは協会、又はその一部若しくは結合体(組織)に対して環境の保全を図る活動のメリットを啓発するとともに、環境ISO14001規格への適合の自己宣言方式を普及するための事業を行い、もって公益の増進に寄与すること		
団体の活動プロフィール	<p>ISO14001規格の用語の解説集及び逐条解説を作成しインターネット上で公表</p> <p>環境審査登録制度に対抗する環境ISO自己宣言登録制度を平成14年9月にインターネット上で発表</p> <p>滋賀県(元)中主町役場他10数社に環境ISO導入のコンサルティング実施</p> <p>環境保全活動と業務活動を融合化して管理する環境経営の考え方、合理的な環境マネジメントプログラム作成の手法、法的要求事項特定の手法をインターネット上で公表</p> <p>環境経営管理システム自主確立マニュアルと運用管理マニュアルを取りまとめ中</p> <p>これにより、パソコンと対話形式で環境マネジメントシステムを構築し、運用管理できるプログラムソフトの開発とを目指している。</p> <p>このプログラムソフトをCDに収め、当団体の会員に無償提供する計画</p>		

活動事業費(平成15年度) 355,892円

政策のテーマ 環境 I S O 関連情報の I T 化による環境保全活動への取組みの促進

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 地球温暖化の防止

政策の手段

制度整備及び改正、組織・活動

団体名：N P O 法人 環境 I S O 自己宣言相互支援ネットワーク J A P A N
担当者名：清 水 博

政策の目的

数百万にも及ぶ全国津々浦々の事業者が等しく自発的に I S O 1 4 0 0 1 規格（以下、「環境 I S O」という。）による環境保全活動にいそしめる社会の実現を目指す。

背景および現状の問題点

環境 I S O の序文に「この規格は、あらゆる種類・規模の組織に適用でき、しかも様々な地理的、文化的、及び社会的条件に適応するように作成した。」とあり、適用範囲の e) 項に「この規格との適合を自己決定し、自己宣言する。」（自己宣言方式）とあるところ、社会一般から見て審査登録方式の採用は中小・零細事業者にとって障壁の高いものであり、審査登録方式一辺倒は環境 I S O による環境保全活動への取組みの広がりを阻害するものとなっている。

政策の概要

- (1) 環境 I S O 自己宣言方式を用いて全国津々浦々の事業者誰もが環境保全活動に自発的に取り組む社会の実現に向けて、次のような支援策を講じる。
 - a . どのような地域・種類・規模の事業者にとっても使いやすく分かり易い環境 I S O による環境保全活動を促進するプログラムソフト - 組織の環境保全活動と事業活動を融合して管理する「環境経営統合管理システム」（仮称）を必要とする事業者は無償で提供するとともに下記の環境 I S O 関連 I T 化情報を提供する。
 - ア 環境関連の J I S 規格をインターネット上で無償公開
 - イ それぞれの地域のあらゆる種類・規模の事業者が自らの組織に課せられる法的要求事項を容易に特定できるようなデータベース及び国又は団体が公開している環境関連の法令の解説等に係る情報を一元化するデータベース並びに国・都道府県・市区町村への環境に関連する申請・届出様式等を一元化するリンク・データベースの提供
 - ウ 3 R、省エネ・省資源、安全に資する EVABAT のデータベースの提供
 - エ 産業廃棄物協会等は不正を行わない信頼できる事業者データベースの提供
 - b . 中小・零細事業者への I T 化支援：
 - ア 事業者・従業員向け I T セミナーの開催
 - イ 全国の市町村に I S O 環境経営対応ヘルプデスクの設置
 - ウ 事業者向けリユース・パソコンの支給又は無償レンタル制度の創設
- (2) 審査登録制度に対抗する環境 I S O 自己宣言事業者登録制度を確立する。

国を初め都道府県、市区町村における建設・測量・建設コンサルタント等業務契約、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約についての競争入札参加者の資格につき自己宣言登録事業者も認めるようにするため、必要とするものが無償で利用できる登録制度を創設し、登録事業者データベースを設けること

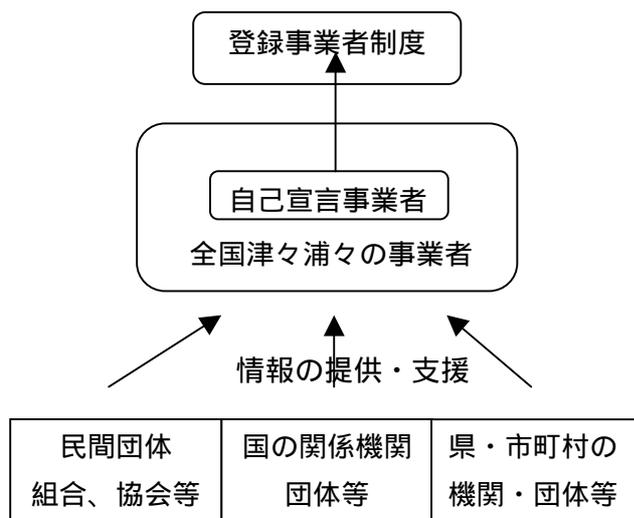
政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

環境ISO関連情報のIT化政策

国の関連審議会の何れかに「環境ISO関連情報のIT化政策分科会」を設けて、分科会において次のような実施体制を決定する。

事業者による環境経営統合管理システムの導入は利益の創出につながり、自治体等における税収増が期待でき、これを当該政策実行の経費に充てるものとし、事業者への支援は原則無償で行うようにする。

民間団体は国又は自治体から委託を受けて当該政策の遂行に必要な活動をする。



入札資格関係に活用するため必要に応じて民間団体又は市町村役場に自己宣言事業者登録してもらう。

事業者は民間団体又は市町村役場から必要に応じて環境保全活動の取組み、IT化等（上記（1）b.）について支援を受けることができるようにする。

情報提供はインターネットで行い、インターネットが使えない事業者には市町村役場がCDに収録したものを無償頒布する。

上記（1）a. の情報を提供する機関・団体は、所掌範囲内で環境ISOによる環境保全活動の取組みに必要なあらゆる情報を提供するものとする。

自己宣言事業者は自己宣言書を毎年公表し、登録事業者は環境報告書を毎年公表するものとする。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

この政策の主体は事業者です。

事業者が環境保全活動について自覚をもってくれなければ政策の実効はあがりません。

そこで事業者が環境保全活動に参画してくれるように国をはじめ地方公共団体が鉦や太鼓で音頭取りをする必要があると考えます。

すなわち、実施主体として中央環境審議会や産業構造審議会などの指導のもと「環境ISO関連情報のIT化政策分科会」を設けて、都道府県、市町村が主体となり、独立行政法人環境再生保全機構、財団法人日本環境協会、環境カウンセラー協会、当団体など営利を追及しない既存の機能を司々（つかさつかさ）で協力団体として活用してはどうかと考えます。

当団体は、この政策で提供する情報のうち事業者が環境保全活動に取り組むについての障害を取り除くツール - 「環境経営統合管理システム」 - を開発中であり、このソフトの維持・管理・バージョンアップを担当することができます。

また、事業者へのIT化支援として環境経営管理専用の廉価なパソコンの供給をパソコンメーカーに促すことも必要であろうと考えます。

この政策は行政サービスと位置付け、権益を生まないような仕組みになることを望みます。

政策の実施により期待される効果

この政策は、環境ISO関連情報のIT化によって環境保全活動への取組みの促進しようというものであるが、環境ISO関連情報の目玉の一つに「環境経営統合管理システム」というツールを用います。

環境経営統合管理システムは環境保全活動への取組みのツールとして環境ISOを短時間に容易に取り組めるもので、かつ、取組みに過大な経費は不要であると社会全般で認識してもらえれば環境保全活動へのバリアフリー化が進み、環境保全活動への取組みが加速的に促進されることが期待されます。

なお、当団体が提唱する環境経営統合管理システムは次のような特徴を備えています。

環境経営統合管理システムは組織の環境保全活動と事業活動を融合して管理するものであり、すなわち事業活動のあらゆる側面で「環境への心づかいを注意深く」し、合理化、効率化をとおして省資源、省エネルギー、3Rなどの環境保全活動を進める結果、利益の創出が見込めます。

事業者が健全で元気を取り戻せば結果として地方財政の改善が可能となります。

環境経営統合管理システムは「組織のコンプライアンス性（法令遵守）を確実にすること」を推奨しており、ISOで制定が予定されている「組織の社会的責任」を先取りしています。

当団体では、最近世間を騒がせる不正、不祥事、欠陥隠し、隠滅・改ざんなどは「著しい環境影響」を生じる環境側面ととらえており、組織がコンプライアンス性を確実にすれば、そのような負の環境影響である社会的現象は幾らかでも減少すると考えています。

その他・特記事項

環境ISO関連情報のIT化は自己宣言方式だけでなく審査登録方式、EA21、KESなどの仕組みにとっても必要なことであり、IT化自体を否定すべきでないと考えています。

また、環境保全活動への取組みにあたって何れの方式・制度が事業者にとってふさわしいかは事業者自身が判断するところであり、自己宣言登録事業者が自己宣言方式を飽き足らないと感じるときはEA21、KES、或いは審査登録方式やその他の仕組みに参入することも、逆に審査登録方式を採用していた事業者が自己宣言方式に切り替えることも事業者にとって自由であるべきと考えています。

自己宣言方式の信頼性は事業者の情報開示により確保されますが、利益の創出というインセンティブはあるものの環境保全活動の課題は自己研鑽を如何に限りなく継続するかにあります。これについて表彰制度を採り入れるなど工夫が必要でしょう。

この政策を推進するについて現在当団体は、環境経営統合管理システムのプログラムソフトを開発するべく「環境ISO14001 IT化支援ソフト開発プロジェクト」としてマイクロソフト株が募集した「マイクロソフトNPO支援プログラム」に応募しています。

http://www.selfdecl.jp/NP03_form.doc（応募額：300万円、選考結果は11月上旬）

なお、この応募が採択されなかった場合は、他の助成団体等の支援を仰ぎつつ2～3年時間をかけて開発する計画です。